平成２９年（フ）第６号
福岡県行橋市大字福原220番地２
債務者　福島　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第８号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営幸町団地254号）
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
岡山県笠岡市十一番町１番地36　ハーモニーイレブン201
債務者　毛笠　智行
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
横浜市南区浦舟町１―15　横浜南プラザ903、住民票上の住所川崎市高津区二子１丁目26番34号　サンハイツ二子　103
債務者　唐戸　　護
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番36―1006号
債務者　近藤みよ子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１７号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目20番２―202号、前住所大阪市東住吉区南田辺５丁目12番29号メゾン・ラフォーレ２―A
債務者　佐野　　学
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番２号平井ビル505号室
債務者　田中　智也
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１６号
大阪市淀川区十三東５丁目２番23号　サンハイツ十三　502号
債務者　横山謙一郎
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１号
大阪市港区南市岡２丁目２番７号
債務者　宇治山茂広
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５５号
大阪市住吉区殿辻１丁目２番26号　シーズコート住吉　405号、前住所大阪市住吉区庭井２丁目20番１号
債務者　大塚　靖之
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８号
大阪市生野区巽中１丁目17番６―505号
債務者　梁川富廣こと　梁　　富廣
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５４号
静岡市葵区美川町３番５―７号
債務者　鈴木　義仁
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
栃木県矢板市東町３番33号　ファンタシティ101号、前住所栃木県那須塩原市太夫塚２丁目232番地236　コーポ太夫塚101号
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７５２号
静岡市清水区高橋１丁目15番８号
債務者　中本　政男
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
愛知県豊橋市西幸町字幸118番地６
債務者　熊谷興業こと熊谷良夫こと　クマガイアレシャンドレ　ヨシオ
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部